

様式第 6 法第 48 条第 1 項第 7 号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第 26 条の 2 に規定する保安林の解除に関する事項

森林の所在場所					全面積	要解除 実測又は 見込面積	備考
市(郡)	(町村)	(大字)	(字)	地番	実測又は見込		
石 巻		寄磯浜	大松	23-2	ha 0.0382	ha 0.0292	魚つき保安林
計					0.0382	0.0292	

添付書類

- 1 指定・解除調書
- 2 指定・解除調査地図（ただし、法第 46 条第 2 項第 3 号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類
 - ※ 保安林を森林以外の用途に供することを目的とする場合は以下を添付すること。
 - (1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
 - (2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
 - (3) 上記 (1)、(2) の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

保安林解除調書

所 在 場 所		流 域 名	北上川	市 町 村 森 林 名	石 巻 市	
		単 位 区 域 名	石巻市	管 轄 森 林 名	-	
		森 林 計 画 区 名	宮城北部	管 轄 署	-	
		石巻市寄磯浜大松23-2				
森 所 有 者	権 利 の 種 類	所有権				
	住 所 氏 名	石巻市穀町14-1 石巻市				
当該森林に関する登記済の権利	権 利 の 種 類					
	権 利 者 住 所 氏 名					
保 安 林	指 定 年 月 日	明治30年12月30日				
	指 定 され た 目 的	魚 つ き				
面 積	区 分	不 動 産 登 記 簿	実 測 (又 は 見 込)			
	保 安 林 面 積	0.0382 ha	(実測)	0.0292 ha		
	要 解 除 面 積		(実測)	0.0292 ha		
	残 置 面 積		(見込)	0.0000 ha		
保 安 地 況	位 置	石巻市役所から東南東へ約20km	地 質	中生代ジュラ紀頁岩	土 壤	砂質壤土
	傾 斜	0°	標 高	2~11m	降 水 量 年 平 均	1,066.9mm
林 の 現 況	樹種及び混合歩合(%)	林 齢		疎密度		
	蓄積(ha当たり)	生 育 状 況		下 層 植 生		
荒 廢 状 況 等	無立木地面積	0.0292ha				
	東日本大震災時の津波被害により立木等が消失					

治山事業との関係	なし	
受 益 対 象	範 囲 , 種 類 数 量 等	石巻市寄磯浜地区周辺海域
	既 往 の 被 災 状 況 等	特になし
指定施業要件の内容	択 伐 間 伐 率 35%	
保 安 林 の 級 別 区 分	級 地 ・ 判 定 の 事 由 : 1級地	
	①治山事業施行地ではない。	
	②平均傾斜度は25°以上でない。	
	③保全対象に直接重大な影響がない。	
	④海岸に近接して所在し、林帯の幅が150メートル未満である。	
保 安 林 解 除 を 必 要 と す る 理 由	⑤残置・造成森林でない。	
	(1) 適 用 条 項 : 森林法第26条の2第2項(公益上の理由)	
	(2) 解 除 理 由 : 公共住宅用地	
	(3) 公益上の理由を認める根拠 : 復興整備事業(集団移転促進事業:土地収用法第3条第30号で規定される住宅経営に類似)	
(4) 検 討 の 細 部 : 別添付表のとおり		
解 除 に 対 す る 関 係 者 の 意 見	森 林 所 有 者 等	同意している。
	受 益 者	異議なし。
他 の 法 令 に よ る 森 林 の 施 業 制 限 と の 関 係	自然公園法三陸復興国立公園第二種特別地域	
調 査 者 ・ 職 氏 名 日	宮城県農林水産部森林整備課治山班 技術主幹 佐藤裕也 平成27年7月2日 調 査	
備 考	(1) 不動産登記簿との照合年月日 平成27年6月11日 仙台法務局(本局)	
	(2) 聴取及び現地調査立会人 石巻市震災復興部集団移転推進課 技術主査 井上泰聡 技術主査 笠原貴志	

保安林解除調書附属明細書

所在場所			森林所有者		登記済の権利		保安林面積		要解除面積	残置面積	森林の現況	治と山の事関係	業係要件の内	業容	他の法令による森林の施業制限等との関係
(大字)	(字)	地番	権利の種類	権利者住所・氏名	権利の種類	権利者住所・氏名	不動産登記簿	実測又は見込	実測又は見込	実測又は見込					
寄磯浜	大松	23-2	所有権	石巻市	—	—	ha 0.0382	ha 0.0292	ha 0.0292	ha 0.0000	無立木地	—	択伐		自然公園法三陸復興国立公園第二種特別地域
計	1字	1筆					0.0382	0.0292	0.0292	0.0000					

事業計画の概要

事 項		内 容				
申 請 者	住 所	宮城県石巻市穀町14-1				
	氏 名	宮城県石巻市長 亀山 紘				
事 業 者	住 所	同 上				
	氏 名	同 上				
転 用 目 的		公共住宅用地とするため				
用 地 面 積 (ha)	用地の現況 転用後の用途	保 安 林	山 林	宅 地	そ の 他	計
		住宅用地	-	0.45	-	-
	道路用地	0.01	0.52	0.00	0.07	0.60
	公 園	-	0.08	-	-	0.08
	造成緑地	0.02	1.27	0.00	0.23	1.53
	計	0.03	2.32	0.00	0.30	2.65
工 事 計 画	全 体	着工 平成 26 年 8 月 1 日 ・ 完了 平成 28 年 7 月 31 日				
	保安林部分	着工 平成 26 年 8 月 1 日 ・ 完了 平成 28 年 7 月 31 日				
所 要 事 業 費 (千 円)	区 分	合 計 A		保全施設費 B		B / A
	用 地 費					
	工 事 費	433,039		194,491		45%
	そ の 他					
	計	433,039		194,491		
そ の 他	1 事業の名称 寄磯浜地区防災集団移転促進事業 2 事業の規模 施行面積 2.65ha 3 代替施設の概要： ・ 植生工（植生基材吹付工 7507.4㎡，種子吹付工684.4㎡，客土吹付工 415.5㎡ ほか） ・ 擁壁工（重力式擁壁 135.5m，L型擁壁 473.9m） ・ 舗装工（滑り止め舗装 3,131.8㎡，アスファルト舗装 1,631.0㎡，ダスト舗装 323.1㎡） ・ 排水工（側溝 1,950.6m，小段水路 626.1m，集水柵 100個，沈砂柵 2個 ほか）					

事業計画の内容審査結果

事項		意見		理由			
① 事業等の 実施の確 実性の 検討	計画内容の具体性	有	無	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画による復興整備事業で、事業計画について国土交通大臣の同意を取得しており、当該計画は具体的でかつ、確実に実施されるものと認められる。			
	保土 する 安 地 を 林 を 利 用 等	有	無	有	全部 一部	全部 一部	-
		権の 利 種 等 類	所有権		(全部)	一部	用地は全て取得済みである。
			地上権		全部	一部	-
			賃借権		全部	一部	-
			使用承諾		全部	一部	-
			その他				
		排 除 す の 権	有	無	有	無	-
	(内容)				-		
	保 土 の 安 取 得 状 況 林 係 用 地 等	有	無	有	全部 一部	全部 一部	-
		権の 利 種 等 類	所有権		(全部)	一部	平成27年6月5日付けで既に取得済。一部法定外道路。
			地上権		全部	一部	-
			賃借権		全部	一部	-
			使用承諾		全部	一部	-
			その他				-
		排 除 す の 権	有	無	有	無	-
	(内容)				-		
	用 地 の 許 可	許認可等の要否	要	不要	自然公園法第20条第3項の許可（工作物の新築の許可）		
関係法令		(内容)					
手続状況		許認可済・許認可見込 申請書提出済・未提出		平成25年8月16日公表の復興整備計画により許可済。			
事 業 に つ い て の 許 可 等	許認可等の要否	要	不要				
	関係法令	(内容)		防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律			
	手続状況	許認可済・許認可見込 申請書提出済・未提出		同法第3条第1項の規定による国土交通大臣の同意について平成24年7月9日付けで取得済み。			

事業計画の内容審査結果

事 項		意 見		理 由	
①	資 金 関 係	有	無	東日本大震災復興交付金による。(平成24年5月25日交付決定,平成26年11月25日変更交付決定。) 省略(石巻市が事業主体である。)	
	信 用 状 況	有	無		
	技 術 の 保 有	有	無		
	実 施 上 の 阻 害 要 因	有	無		
	結 論	適	不適		
② 他に適地を求めないか の検討	法 令 上 の 制 約	有	無	東日本大震災により被災した寄磯浜地区の集団移転が目的であり、漁業従事者が多い当該地区の住民の安全と利便性を考慮した場合、既存集落に近接し、漁港へのアクセスが可能で安全を確保できるのは当該地以外になく、他に適地を求めることは困難である。 事業の目的から当該申請箇所以外に用地を選定することは困難であり、事情やむを得ないものと認められる。	
	技 術 上 の 制 約	有	無		
	現 地 の 適 性	適	不適		
	結 論	適	不適		
③ 面積が 必要最小 限度である かどうか の検討	法 規 準 則 に よ る 基 準 の 有 無	有	無	宮城県土木設計マニュアル,宅地防災マニュアル,道路構造令	
	法 規 準 則 に よ る 基 準 と の 関 係	適	不適	各種関係指針及び道路構造令の基準に準拠し設計されたものであり、必要最小限度の面積と認められる。	
	法 令 に よ る 基 準 が な い 場 合	(適	不適)	—	
	期 別 計 画 等 と の 関 係	適	不適	本事業計画が全体計画であり、各種関係指針等に基づく設計であり、必要最小限度の面積である。	
	結 論	適	不適	本事業は復興整備計画に基づく集団移転促進事業であり、各種関係指針等に基づき設計され、その設計図書等の内容から区域及び面積は必要最小限であると認められる。	
④ 転用による 保安上の影 響の検討	保 安 林 の 機 能 代 替 施 設	計 画 の 有 無	有	無	植生工,擁壁工,舗装工,排水工等が適切に計画されている。
	計 画 の 適 否	適	不適	計画されている代替施設の内容は、保安林の機能の代替として適当である。	